

旭川市社会福祉審議会会議録  
平成26年度第8回高齢者福祉専門分科会

開催日時 平成26年11月26日(水)  
午後7時45分～8時30分  
開催場所 旭川市5条通4丁目  
ときわ市民ホール4階 研修室402

会議の名称	平成26年度第8回高齢者福祉専門分科会
出席者	委員：小野寺委員，熊田委員，佐藤委員，白戸委員，杉野委員，千野委員，辻崎委員，原田委員，藤井委員，渡辺委員（五十音順） 臨時委員：板橋委員，佐川委員，本澤委員（五十音順） 事務局：野崎部長，天野次長， （福祉保険課）林次長，吉田補佐，（介護高齢課）伊藤補佐，島口 オブザーバー：防災安全部防災課 佐藤主幹，近藤補佐
傍聴者数等	0人
議事の内容 審議事項第1号 その他	要配慮者・避難行動要支援者の範囲について
審議内容及び主な意見等 審議事項第1号	<p>全員出席し，13名で審議が行われた。定足数に達し会議が成立していることを確認。</p> <p>会長 審議事項第1号について，意見・質問等御自由に発言いただきたい。今まで実際に名簿が活用されたことはあるのか。</p> <p>事務局 紙で用意していたが，活用する機会はなかった。今回対象を要配慮者とし，さらに同意を得たものは地域に提供して，地域が避難対策のために名簿を作る。</p> <p>会長 今回，その該当者を絞り込むということか。</p> <p>A委員 同意取得や，登録申請はいつ頃実施する予定か。</p> <p>事務局 来年度からを予定している。</p> <p>A委員 どのような手順，準備となるのか。</p> <p>事務局 資料10ページのとおり，平成27年度に地域防災計画が完成した後，関係者や関係団体へ説明して，対象者に同意書提出などを依頼するよう考えている。</p> <p>A委員 名簿だけ提供されても，平成22年3月に市防災センターが作成した災害時要避難者支援マニュアルのようなものがないと，我々は何をすればよいか分からない。関係者団体説明会，地域説明会も必要である。</p> <p>防災課 災害時要援護者支援ガイドラインの改定の中で，今回新たなガイドラインを策定する。説明時にはそれを使用する。</p> <p>A委員 今後のスケジュールを示すべきでは。</p> <p>会長 前はどこで作成したのか。</p> <p>防災課 消防本部である。</p> <p>会長 前回の名簿とは大幅に異なるのか。</p> <p>防災課 以前の災害時要援護者は地域が名簿登載者を選定していたが，今回は市が名簿を作成しなければならない。</p> <p>B委員 同居人がいても日中独居の場合は要配慮者として認めていただきたい。また，事業所が避難所として手を挙げた場合，備蓄物のお金は出してもらえるのか。</p> <p>事務局 入所系の社会福祉施設については協定を締結しており，費用を負担していただいている。今後はほかの施設についても考えており，費用負担についても検討する。</p> <p>会長 先ほどの社会福祉審議会で要配慮者と避難行動要支援者の案は決議さ</p>

	れたとの理解でよいか。
事務局 C委員	高齢者と障害者の要件以外は決議している。 同意取得のコーディネートにケアマネジャーは協力するが、事前に説明会をお願いしたい。また、名簿はどこに配付するのか。
防災課 C委員	確定していない。資料にある配付先は例示である。 事業所として不必要な個人情報は持ちたくない。どの事業所が範囲となるか議論してほしい。
D委員	4ページには「すること」とあるが、10ページには「することができる」と書いてある。どちらの表現が正しいのか。
防災課	災害時には、本人の同意なく支援者に名簿を配付できる。同意を得た場合は、事前に配付して、支援体制を構築してもらうということ。
E委員	実際に同意を得られていない方の情報は民生委員に来ていない。いろいろな部署から名簿が来ているが、一本化することはできないか。
F委員 事務局	複数の課で作成したときに、搭載者は重複しないのか。 福祉保険課で一体化する。
G委員	個人にはどの項目で名簿に載るといのは知らされるのか。
F委員	同意書をもらうときに分かるのでは。
防災課	どのようにその情報が扱われるか、具体的にお知らせする。
F委員	名簿は配付先の代表者が管理することだが、災害発生時その人に何かあったときに活用できないのではないか。また、この名簿に地区社会福祉協議会、民生委員、市民委員会で実施している日中見守りの名簿も合わせられないか。
事務局	あくまで避難支援のための名簿であるが、見守りが災害時の救助につながるのであれば、そういう使い方は認められる。名簿の統合時に名簿から落ちる人が出てくるが、その扱いが課題である。
F委員	なぜ落ちるのか。
事務局	範囲を広げるのか、重なった部分にするのかということ。
F委員	普通は広げるのではないか。
事務局	広げると災害時に助けるのが難しくなる。今回の名簿は適切な資源で的確に助けることを目的としており、むやみに広げるのも差し支えと考えた。
F委員	事前に名簿搭載者にどう対応するかという計画を作らないと機能しないと。今、市費で地区防災計画での災害時名簿活用システムを作ろうとしている。
事務局	災害者名簿から個別の計画を作るように言われている。同意を得た方の名簿は提供できるが、ない方は災害時でなければ出せない。
F委員	同意を得られれば、名簿を日常見守りで使ってよいのか。
事務局	使ってよいとは言えない。あくまでも災害発生時に対応するための情報である。
E委員	重点的に両隣が互いの情報に詳しいという状態にしてほしい。民生委員では把握しきれない。
事務局	民生委員には名簿搭載者にどの人が支援するのかを把握してもらう。情報管理や具体的な支援は町内会が行う。
A委員	市は地域に情報を提供し、地域は緊急時に対応するという。市は情報を提供して終わるのではなく、地域での役割分担や体制作りを促進しなければならない。行政の役割と地域に期待すること両方を見せないと、意味がない。
防災課	それは防災課で進めなければならない。
A委員	関係者各自が担当している人に、どう対応するか考えてもらい、そこにどういう役割を行政が期待しているかによって、情報提供の仕方が変わってくる。
会長	文書ができて活用されないのであれば意味がない。

B委員	モデル事業の計画はあるのか。
防災課	具体的にはない。今後いろいろ考えなくてはならない。
D委員	6ページの避難行動要支援者の定義だが、災害時に自ら避難することが困難な人ということか。
防災課	避難行動が難しいということ。
D委員	要配慮者のうちウイルス性肝炎や橋本病の人は支援が必要ではないと思うが、特定疾患は一律対象としたのか。
事務局	病状が安定しない方が多いので包括的に対象とした。
H委員	ホットラインはどこが担当なのか。老人クラブでも一人暮らしが増えて、該当者が増えている。
防災課	消防本部である。
B委員	地域包括ケアシステムの構築に当たって、国は在宅への移行を進めている。7ページの要件で「市長が適当と認めたもの」とあるが、ガイドライン等を示してほしい。身体障害者に至らない健康弱者という方も大勢いる。
A委員	第3期福祉計画でも将来の検討が重要なテーマとして入っているが、地区の社会福祉協議会で作る福祉計画と連動した上でモデル事業を実施しないと、情報が有効に使えず、関係者も連携しないと思うので、地域の支援体制を作るときにはいろいろと工夫してほしい。
B委員	日本語が通じない方も聴覚障害者と同じように扱ってよいのではないか。妊産婦も移動が困難なので入れたほうがよいと思う。
事務局	旭川市は外国人社会がまだ少なく、実際に生活することができているため名簿に入れる必要がないと判断した。妊産婦は支援が必要な期間が短いため、1年ごとに更新する名簿の対象者に入れなかった。実際に移動が困難な方については対応する。
会長	「要配慮者・避難行動要支援者の範囲について」のうち、7ページの要配慮者（案）と避難行動要支援者（案）は承認してほしいか。
各委員	異議なし。
会長	それでは、要配慮者（案）と避難行動要支援者（案）を承認し、本日の高齢者福祉専門分科会はこれをもって終了する。
事務局	次回分科会日程説明。
(閉会)	